

## システム・オープン 追加型投信／国内／株式

## 過去3年間の基準価額の推移



作成基準日現在	
基準価額	10,711円
純資産総額	62.78億円

- (注) \* 上記のグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。  
 \* グラフの課税前分配金再投資換算基準価額は、ファンドの投資成果をわかりやすくするために、3年前以降の基準価額に課税前分配金を再投資したものととして算出しています。  
 \* 基準価額は、信託報酬控除後のものです。

## 過去3年間の課税前分配金実績

決算日	2016年5月18日	2017年5月18日	2018年5月18日	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	12,726.5円

- (注) \* 収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 期間別騰落率

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年
ファンド	-3.0%	-1.2%	-3.6%	11.0%	9.2%
参考指数	-1.7%	-1.2%	-2.5%	11.4%	4.4%

- (注) \* ファンドの期間別騰落率は、課税前分配金を再投資したものととして計算しています。  
 \* ファンドの騰落率と実際の投資家利回りは異なります。  
 \* ファンドは東証株価指数（TOPIX）を参考指数としており、騰落率は参考までに記載しています。  
 \* 東証株価指数（TOPIX）は、(株)東京証券取引所及びそのグループ会社（以下、「東証等」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## 株式組入上位10銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	純資産比率
1	9101	日本郵船	海運業	5.0%
2	8411	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.9%
3	8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.7%
4	8316	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.6%
5	8309	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	3.7%
6	8016	オンワードホールディングス	繊維製品	3.6%
7	4901	富士フイルムホールディングス	化学	3.4%
8	7911	凸版印刷	その他製品	3.3%
9	8355	静岡銀行	銀行業	3.1%
10	9613	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	3.0%

## 業種別比率

	業種	純資産比率
1	銀行業	21.0%
2	電気機器	13.5%
3	輸送用機器	10.9%
4	化学	7.1%
5	情報・通信業	6.1%
	その他業種	38.3%
	合計	96.9%

- (注) 純資産比率の合計値が表記の各要素の合計値と異なることがありますが、四捨五入による影響です。

## 資産構成

内訳	純資産比率
現物株式	96.9%
株価指数先物等	-
その他資産	3.1%
合計(※)	100.0%

- ※先物の建玉がある場合は、合計欄を表示しておりません。

## ファンドマネージャーのコメント

当月(5月)の東証株価指数(以下、TOPIX)の騰落率はマイナス1.7%となり、当ファンドの基準価額騰落率はマイナス3.0%となりました。  
 当月の国内株式市場は、米朝融和期待の後退やイタリアの政治混迷などを背景とした世界的な株安を受け軟調となり、当月末のTOPIXは前月末比29ポイント安の1,747ポイントとなりました。  
 当月はポートフォリオのリバランスを実施し、輸送用機器、銀行業、証券、商品先物取引業などの業種ウェイトを引き上げ、小売業、情報・通信業、電気機器などの業種ウェイトを引き下げました。  
 なお、当ファンドは5月18日に第35期決算を迎え、1口当たり課税前収益分配金を10円とさせていただきます。今後も運用の基本方針に則り、「変率リバランス・システム」による運用を続ける所存です。  
 (運用担当者: 大谷)

○「課税前分配金再投資換算基準価額」は、この投資信託の公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、当社が公表している基準価額とは異なります。○資産構成のその他資産の比率は、有価証券を除く資産(コールローン、預金等)総額から負債(未払信託報酬等)総額を控除した金額をもとに算出しています。未払信託報酬に見合う資産の一部を含めて有価証券(マザーファンドを含みます。)へ投資している場合には、資産構成の有価証券の比率は100%を超過し、その他資産の比率はマイナスとなります。○業種別比率の算出にあたっては上場予定銘柄は含まれておりません。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## システム・オープン

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

わが国株式市場の全体的な動きと成長をとらえることを目指して、幅広い業種より選定した株式に原則として高い組入比率を保つよう投資します。

#### ■ファンドの特色

**特色1 わが国の金融商品取引所第一部上場株式の中から成長性、収益性、安定性、市場性などを基準に、業種分散を配慮して選定した株式に投資します。**

- ・投資銘柄は原則として変更しませんが、一定の時期に見直して入れ替えることがあります。
- ・余裕金はコール・ローンなどで運用します。

**特色2 株式への投資は、銘柄毎にあらかじめ決められた配分比率によるものとします。**

株価の変動などによる配分比率の変化は、所定のシステムによって、一定期間毎に調整します。それにより、組入銘柄全体の平均値動きに比べ、より値上がりした銘柄の配分比率を引下げ、より値下がりした銘柄の配分比率を上げます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用が出来ない場合があります。

**特色3 年1回の決算時(5月18日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。**

- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

#### 株価変動 リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

#### ■その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## システム・オープン

## 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1万円)／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	1口単位(当初元本1口=1万円)
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(1983年5月24日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年5月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。 (分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■ファンドの費用

## お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限2.16%(税抜 2.00%)</b> (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
--------	---

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

## お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	実績倍率に応じて、純資産総額に対して、 <b>年率0.702～0.918%</b> <b>(税抜 年率0.650～0.850%)</b> をかけた額とします。
その他の費用・ 手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

## ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

## ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufj.jp/>

&lt;お客さま専用フリーダイヤル&gt; 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00～17:00)

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称:システム・オープン

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第20号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○